

上海市における出稼ぎ労働者の就業と賃金

ヤン シャン ピン ツォ シウ エ ジン ツァン ヘニ アン
 嚴 善 平・左 学 金・張 鶴 年

はじめに

- I 建国後の上海市における人口移動
- II 出稼ぎ労働者の基本状況
- III 出稼ぎ労働者の就業状態
- IV 月収水準と月収関数の推定

おわりに

はじめに

1980年代後半以降の中国では、地域間人口移動に対する規制の緩和、非国有部門の成長拡大に伴う雇用機会の増加、地域格差の拡大などが原因で、農村部から都市部へ、そして内陸部から沿海部への大規模な人口移動が繰り広げられている(注1)。それは、移動者本人に対してはもちろんのこと、労働力を送り出している農家およびその農村地域、さらに彼らを受け入れている都市部にも大きなインパクトを与えている(注2)。

中国では、流動人口あるいは出稼ぎ労働者(定義は後述)に関する調査研究がここ十数年間に盛んに行われ、人口学、農業経済学、社会学、社会人類学等の分野で数多くの業績が蓄積されている(注3)。流動人口全体の規模や地域分布、個人属性等については、1987年と95年の全国1%人口抽出調査、および90年の人口センサスで把握することができる。また、流動人口の主流である農家労働力(注4)の移動状況については、国家農業部が定期的に行っている農家の出稼ぎ

調査(約300村)や、1997年農業センサスからも知ることができる(注5)。ほかには、中国社会科学院農村発展研究所と社会学研究所、労働部就職情報センター、上海社会科学院人口経済発展研究所などが行った流動人口調査、あるいは農家労働力の就業調査も流動人口の具体像を浮かび上がらせる上で大きな意味を持っている(注6)。ところが、それらの調査研究においては労働経済の分析枠を用いた出稼ぎ労働者の就業状態や賃金水準および賃金の決定メカニズムに関する分析はあまり関心が払われていないように思われる。

中国以外では、出稼ぎ労働者で構成される労働市場の基本構造や賃金の決定機構についての文献はいくつかある。例えば、南研究グループが行った出稼ぎ労働者の調査では、都市部における労働市場の階層化、企業内労働市場の構造などについて、興味深い検討が行われている(注7)。しかし、都市部の労働市場における出稼ぎ労働者全体の就業、賃金などについては、依然として不明なところが多い。

本稿では、中国の最大都市である上海市における出稼ぎ労働者の就業状態と賃金の決定メカニズムなどを実証的に分析し、市場経済化改革を進めている中国における労働市場の形成状況ならびに現存する労働市場の構造的特徴を解明することを主な目的としている。上海市を研究対象に取り上げる理由には、後述する優れた調査資料が存在していること、上海市が広東省と

江蘇省に次いで出稼ぎ労働者を多く吸収していること、等を挙げることができる。

本稿は以下の4節から構成されている。第I節では計画経済時代と改革・開放以降の上海市における人口移動の規模と方向を概観し、それらを関連制度と結びつけて分析する。それにより、第II節以降で分析する出稼ぎ労働者問題の時代的背景と管理制度が明らかになるのである。第II節では出稼ぎ労働者の全体像と移動の時期・経路、第III節では出稼ぎ労働者の就業状態、第IV節では出稼ぎ労働者の賃金構造と賃金関数について、流動人口調査の個票を利用し実証的分析を行う。

(注1) 第1回全国農業センサス(1997年)の速報によれば、戸籍登録地の郷・鎮以外の地域で就業している農家人口(農業戸籍をもつ人口)は7222万6000人に達している(『人民日報』1998年1月13日)。また、農業部の定期調査では、1996年に農家労働力の10.14%が郷・鎮以外へ出稼ぎに行っていると推計されている(農業部『中国農業発展報告1997年』北京 農業出版社 1997年)。

(注2) 杜鷹・白南生等『走出鄉村——中国農村労働力流動実証分析——』(北京 経済科学出版社 1998年)によれば、農家労働力の出稼ぎはその実家の家計、農業経営、さらに地元経済に積極的な影響を与えている。詳細は、同書の第5章「輸出地：外出就業対農戸及社区の影響」、第6章「農村労働力外出就業対農業的影響」を参照されたい。

(注3) 地域間人口移動に関する調査研究の動向などについて、嚴善平「中国の地域間人口移動」(『アジア経済』第38巻第7号 1997年7月)における詳細なサーベイがある。

(注4) 農家労働力は農業戸籍を持つ農民とほぼ同じ意味であるが、農民であっても、郷鎮企業などの非農業に従事する者も大勢いる。

(注5) 人口センサスなどの調査資料を用いて地域間人口移動をマクロ的に分析したものには、(1)張善余「第四次人口普查省際遷移数据分析」(『人口と経済』1992年第3期)、(2)楊雲彦「八十年代中国人口

遷移的転変」(『人口と経済』1992年第5期)、(3)王桂新「我国省際人口遷移与距離関係之探討」(『人口と経済』1993年第2期)、(4)李樹苗「中国80年代的区域経済発展和人口転移研究」(『人口と経済』1994年第3期)、(5)王桂新「中国区域経済発展水平及差異与人口遷移関係之研究」(『人口と経済』1997年第1期)、(6)嚴善平「1990年代中国における地域間人口移動の実態とメカニズム」(『大原社会問題研究所雑誌』第468号 1997年11月)、等がある。

(注6) 以下の研究成果を挙げるべきであろう。

(1)庾徳昌主編『全国百村労働力状況調査資料集 1978~86年』北京 中国統計出版社 1989年、(2)課題組『90年代上海流動人口』上海 華東師範大学出版社 1995年、(3)張慶五編『中国50郷鎮流動人口調査研究』北京 中国人民公安大学出版社 1995年、(4)農村発展研究所「中国農村労働力流動研究」(『中国農村経済』1994年第8、9期、1995年第5期)、(5)農業部課題組「経済発展中の農村労働力流動」(『中国農村経済』1995年第1期)、(6)王漢生等「浙江村：中国農民進入城市の一種独特方式」(『社会学研究』1997年第1期)、(7)外来女勞工研究課題組「珠江三角洲外来勞工」(『中国社会科学』1995年第4期)。

(注7) 南亮進・牧野文夫・薛進軍・劉徳強・李旭・高田誠『中国の労働移動の調査と分析』(一橋大学南研究室 1997年)参照。

I 建国後の上海市における人口移動

1. 移動人口の捉え方

中国では、戸籍登録地の変更を伴い地域間で移動する人口を「遷移」人口といい、戸籍登録地を変えないまま地域間移動し滞留する人口を「流動」人口という使い分けが慣習的に行われている(注1)。前者は転勤、進学、軍隊への服役などの理由で常時に住む場所の変更を行うとともに、戸籍も新しい住所の行政機関で登録される場合である。これについては公安部門の戸籍管理でその実態が比較的正確に把握されている。それと対照的に、流動人口の場合は、戸籍登録

地以外の地域で短期的または長期的に滞在することを最も基本的な特徴としている。

制度上、流動人口は都市部で3日間以上滞在すると、滞在先の戸籍登録機関(居民委員会または公安派出所)で「暫住登記」をしなければならない(1958年の全国人民代表大会「戸口登記条例」)。また、3カ月以上(見込み者を含む)滞在场合には、「暫住証」を公安機関に申請し取得する必要がある(1985年の公安部「關於城鎮暫住人口管理的暫行規定」)。しかし実際には、これらの手続きをしていない流動人口が多く、標本調査や人口センサス以外にその実態を把握することはほとんど不可能に近い^(注2)。

移動人口の分類を図1にまとめてみた。本稿で分析対象としているのは、労働力人口中のいわゆる出稼ぎ労働者である。普通、出稼ぎ労働者は「都市部などの非農業に従事する農民」(=「民工」)、あるいは「農村から出稼ぎにきている若い男・女」(=「打工仔・妹」)のことを指す場合が多いが^(注3)、実際には非農業戸籍を有する地方中小都市からの出稼ぎ労働者も数多く存在する。

本論の出稼ぎ労働者の分析に先だって、本節ではまず、計画経済時代の上海市における遷移

人口の概況を明らかにし、次いで改革・開放時代の流動人口の実態、それに流動人口の関連制度と管理体制について分析する。

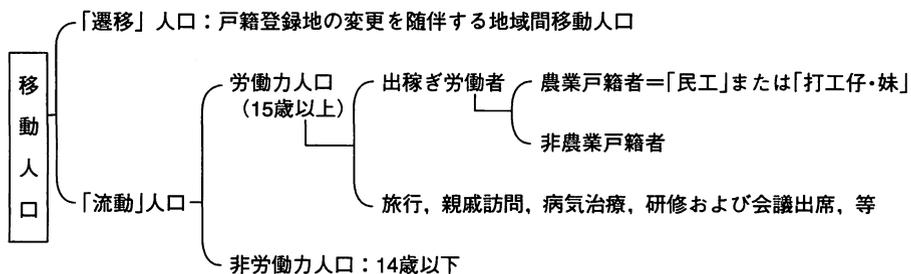
2. 計画経済時代における人口移動

周知のとおり、中国は1953年に初めて5カ年計画を発表した。それ以来、さまざまな体制変革(例えば、商工業の国営化、農業の人民公社化)が進められ、集権的な計画経済体制が築き上げられていった。人口移動や労働力資源の利用に対しては、1958年に制定された「戸口登記条例」(以下では戸籍制度と呼ぶ)を契機に、全面的な管理が行われるようになった。それ以来改革・開放がスタートする1980年頃までの間、個人の職業選択および移住の自由が完全にと言っているほど、剝奪された。

ここでは、公安部門が行った戸籍登録の資料に基づき、上海市における遷移人口(戸籍登録地の変更を伴う地域間移動)の規模変化ならびにその時代的背景を簡単に分析しておこう。

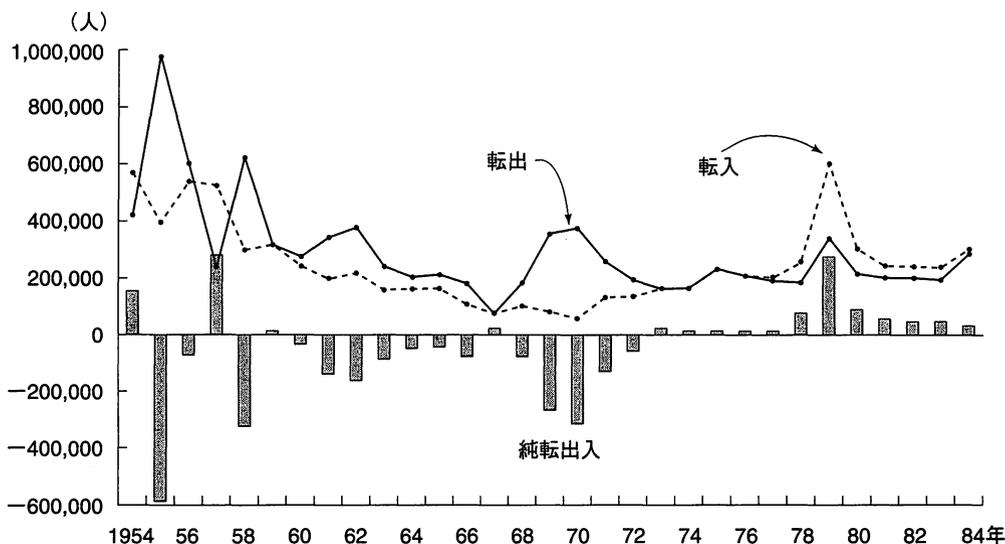
図2には戸籍の登録地を変えた転出、転入および純転入人口の規模変化を示した。転出と転入は上海市と他の省市区の間のほか、上海市内の県と県、あるいは県と区の間での遷移人口をも含むが、純転入は上海市と他の省

図1 移動人口の捉え方



(出所) 筆者作成。

図2 上海市における遷移人口の転出入の推移



(出所) 国家統計局人口統計司・公安部三局編『中華人民共和国人口統計資料匯編 1949～1985年』北京 中国財政経済出版社 1988年より作成。

(注) 「純転出入」は上海市とその他の省市区間の「遷移」のみであるが、「転出」、「転入」には、上海市内における県区間の「遷移」も含む。

市区間の移動だけを対象としている。

計画経済時代の遷移人口について、図2からいくつかの特徴が見出される(注4)。

第1に、時期により遷移人口の規模が大幅に変動したが、戸籍制度が公布・実施されてから1970年代後半までの間は総じて低い水準に留まった。しかも、ほとんどの年において転出超過が観察される。

第2に、第1次5カ年計画が始まった1953年の翌年、上海市の経済が好景気を迎えるなか、大規模な上海市転入があった。この時期は戸籍制度が始まる前で、移住と職業選択の自由が憲法で認められていた。しかし、十分な雇用機会がないため、1955年と56年に転入人口が抑制される一方で、農村出身者の多くは行政からの説得などを受けて上海市からの転出を余儀なくさ

れた。ところが、巨大な所得格差が存在する時代的背景の下で、人口の移動を阻止する制度的枠組みがきちんとできていなかったため、1957年には再び転入人口は転出人口の規模を大きく上回った。

第3に、都市人口の絶えざる増加は都市部の就業に大きな圧力を与えるだけでなく、農村人民公社の計画的運営にも攪乱をもたらした。そうしたなかで、「戸口登記条例」が1958年に打ち出された。同条例は即時に効を奏し、それまで毎年50万人規模の転入人口が一気に30万人近くに減らされた。その後暫くの間、転入人口は10万～20万人程度という非常に低い水準を保っていた。一方の転出人口については、1961～63年の3年間の「災害期」において多くの農村出身者が、強制的に上海市の戸籍を奪われた。また、

「文化大革命」に入ってから1968～71年の数年間、都市部の就職難を緩和するため、農民の再教育を受けさせるという大義名分の下、100万人を超す中学校卒、高校卒の「知識青年」が内陸農村の人民公社あるいは西北辺境の国営農場を中心に「下放」させられた。

第4に、「知識青年」の「下放運動」がピークを過ぎてからの数年間、転出人口と転入人口はともに20万人前後で推移し、社会全体として流動性がきわめて低い状態にあったといえる。そうした事態を打破したのは、改革・開放に伴う「知識青年」の上海還流であった。1979年前後の数年間にわたって、30万人余りの純転入が発生したのである。

総じていうと、計画経済時代の上海市における人口移動（遷移）の規模と流れは、専らその時々政策から影響を受けてきた。1954～84年の31年間を通算すると、上海市から他の省市区への純転出人口は140万人にも上る。しかしながら、総人口に占める転出入人口の比率が、

比較的高い時期でも数パーセントにすぎないことからすれば、当時の社会には流動性が著しく欠けていたことが指摘されるべきであろう。労働市場の存在が否定され、就職も含めすべてが指令計画により動かされる体制下では、低い人口移動率は当然の帰結と言えるかもしれない。

3. 改革・開放期の人口移動

一方で、戸籍登録地を変えていない流動人口はどうであろうか。計画経済時代には旅行や会議出席などを除いて、それが非常に少なかったこと、利用しうる資料が見当たらないことなどを考慮して、以下、改革・開放期の人口移動は流動人口に焦点を絞って分析する。

上海市政府では、1984年にはじめて流動人口抽出調査が実施されて以来、85年、86年、88年、93年、97年の各年にも大規模な流動人口調査が行われ、多くのデータが蓄積されている。

表1は上海市政府等がこれまで行った7回の流動人口調査の結果をまとめたものである。これらの調査では、流動人口は「調査時点におい

表1 上海市における流動人口の規模とパターンの変化 (単位：万人，%)

年次	上海市戸籍の所持者 (常住人口)		上海市滞在の 流動人口		農民の 比率 ⑤	流動人口の 対常住人口比率		経済活動人口の 対流動人口比率
	総人口 ①	市鎮人口 ②	総数 ③	市鎮流入 ④		⑥=③/①	⑦=④/②	
1983	1,194		50			4.2		
1984	1,205		70			5.8		6.6
1985	1,217		134		25.1	11.0		
1986	1,232	780	165	147	45.4	13.4	18.8	23.0
1988	1,262	812	141	117	47.6	11.2	14.4	61.4
1993	1,295	886	281	238	67.3	21.7	26.9	75.6
1997	1,419		276			19.5		70.8

(出所) 1983～86, 88, 93: 課題組『90年代上海流動人口』上海華東師範大学出版社 1995年。
1997: 筆者のヒアリングにより算出。

(注) (1) 1997年の総人口は1996年末のもの。(2) 流動人口とは、上海市内の県区間、および上海市と他省市区の間での移動者を指し、「遷移人口」を含まない。

て、戸籍登録地から離れ、上海市に滞在または経過しているすべての者」と定義されているが、表1では駅などの交通要衝の旅行経由者が除外されている。

上海市における流動人口の特徴について以下の4点を指摘する。第1に、流動人口の規模は同表から分かるように、1983年以来の各調査時点において、88年と97年を除いて大幅に拡大している。1993年のそれは83年の5.6倍まで膨れ上がった。第2に、流動人口に占める農民の割合は1985年の25.1%から93年の67.3%に跳ね上がり、農民が流動人口の主流となっている。第3に、「常住人口」（上海市の地元住民）に対する流動人口の比率は1983年の4.2%から93年の21.7%に上昇し、都市部（原語では「市鎮」と呼ばれる）における同比率は93年に26.9%とさらに高くなる。第4に、流動人口全体の移動パターンは「社会型」（親戚・友人訪問、結婚、退職、観光などにもなう移動）から「経済型」（手工業、建設業、製造業、商業などに従事するための移動）へと移行し、経済活動人口の対流動人口比率は1984年の6.6%から93年の75.6%まで上昇したのである（注5）。

4. 1990年代以降の流動人口の管理体制

周知のとおり、1980年代初頭までの中国では、58年に制定施行された「戸口登記条例」によって人々の移住が厳しく制限されていた（注6）。農民が離村し地方の町（集鎮）に合法的に移住できたのは、市場経済化が進むにともない、社会の流動化が始まろうとしていた1984年以降のことである（注7）。また、出稼ぎ目的の移動人口が増加し、働く先での滞在期間が長期化する中、1985年に公安部は新たな規定を打ち出した。都市部では滞在3カ月以上（見込みを含む）で16歳

以上の流動人口（戸籍を登録地に残したままの移動者）に対して「暫住証」、また、経済活動に従事する者に対して「寄住証」の申請・取得を義務づけ、流動人口に対する管理強化を図った。上海市では、全国より3年遅れて詳細な流動人口の管理規定が公布実施された。それ以来、上海市では全国の流動人口政策の流れを受けながら、さまざまな関連法規、政策が整えられるようになった。主なものは表2に示したとおりである（注8）。

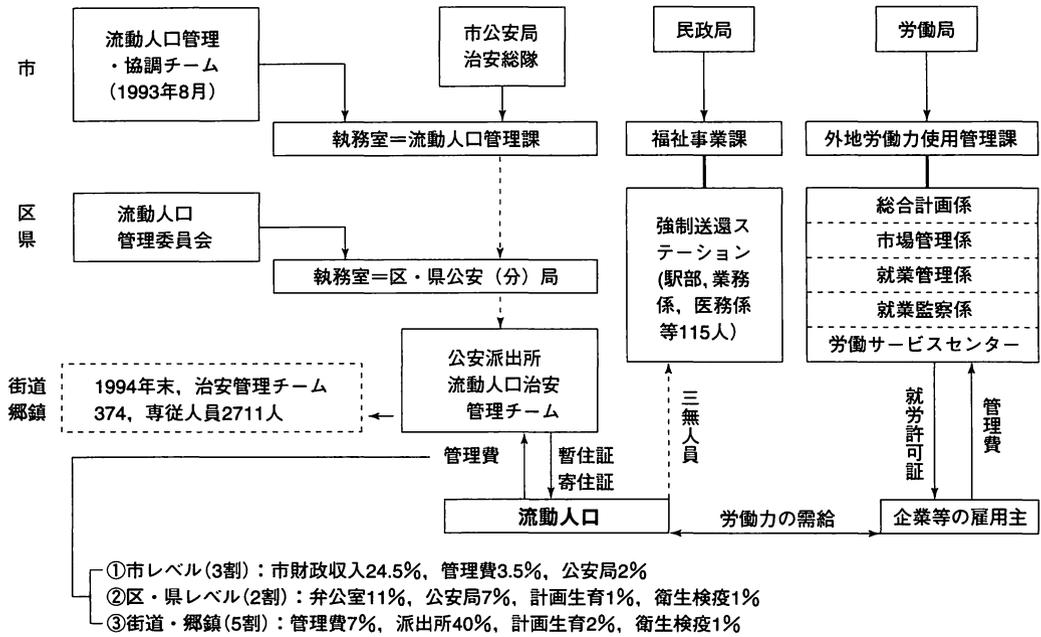
上海市における流動人口の管理体制については、図3に基づき説明しよう。

表2 流動人口および出稼ぎ労働者の
主要な管理制度（全国と上海市）

1958年	全国人民代表大会「中華人民共和國戸口登記条例」
1984年	国務院「關於農民進入集鎮落戸問題的 通知」
1985年	国家公安部「關於城鎮暫住人口管理的 暫行規定」
1988年	上海市政府「上海市暫住人口管理規定」
1989年	国務院「全民所有制企業臨時工管理規 定」
1989年	上海市労働局・公安局・糧食局「關於 本市單位使用外地労働力的勞務、戸口、 糧食等管理的通知」
1993年	上海市政府「上海市藍印戸口管理暫行 規定」
1993年	上海市政府「單位使用和聘用外地労働 力管理暫行規定」
1994年	国家労働部「農村労働力跨省流動就業 管理暫行規定」
1994年	上海市政府「外地施工企業進滬進行施 工管理暫行規定」
1995年	国家公安部「暫住証申請弁法」

（出所）張慶五『戸口遷移与流動人口論叢』北京公安大学学报編集部出版 1994年／課題組『90年代上海流動人口』上海華東師範大学出版社 1995年、より作成。

図3 上海市における流動人口の管理体制（1990年代以降）



(出所) 課題組「90年代上海流動人口」(上海 華東師範大学出版社 1995年) 第15章の記述および上海市公安局・財政局資料に基づき筆者作成。

流動人口に対する同市の管理体制は、市の党委員会と政府の副秘書長をチームリーダーとし、公安局、労働局、民政局など関係部門の責任者を構成員とする「流動人口管理・協調チーム」が新設されたことをきっかけに本格化し始めた。同チームは、市公安局治安総隊下の「流動人口管理課」に常設の執務室を置き、副総隊長を執務室主任とする執行体制をもって、日常的な管理活動を展開する。また、各行政区（14）および区（6）レベルでは、関係部門の責任者を構成員とする「流動人口管理委員会」が設けられ、区公安分局または県公安局は同委員会の指導下で日常的な管理活動を行う。ところが、流動人口と直接に関係しているのは、各街道・郷鎮（上海市には341がある）の公安派出所である。流動人口に対して「暫住証」または「寄住証」を

発行する一方で、管理費を徴収するのが派出所の主な仕事である。また、流動人口の規模が大きく、分散して居住しているため、「流動人口治安管理チーム」と呼ばれる派出所定員外の民間人による組織が派出所の管理業務を補助している(注9)。

一方では、流動人口の就労に対する管理は市労働局内の「外地労働力使用管理課」が行うことになっている。外地労働力を採用したい企業等は、労働行政機関にその必要性や条件などを提示し、採用の許可を申請する。許可が下りると、雇用側は被雇用者の身分証明書、「寄住証」などを関係機関に提出し、被雇用者個々人の「就労許可証」を取得する必要がある。同時に、雇用側は採用人数に応じた管理費を労働局に納めなければならない。

また、「合法的な証明証を持たず、正当な仕事に就かず、固定の住所を持たない」という「三無人員」が公安派出所などにより摘発されると、民政局福祉事業課の強制送還ステーションが彼らを収容し、戸籍登録地に強制的に送還する。

なお、公安局系統の徴収する管理費については、その4分の1程度が市の財源として納められ、残りは流動人口の管理に使用されることになっている(図3参照)。

(注1) 例えば、編集委員会『跨世紀的中国人口(総合巻)』(北京 中国統計出版社 1994年)、馬俠編『中国城鎮人口遷移』(北京 中国人口出版社 1994年)で「遷移」と「流動」について使い分けが明記されている。また、戸籍登録は農村部では郷・鎮政府、都市部では「街道」委員会で作られる。

(注2) 1987年と95年の1%全国人口抽出調査および90年人口センサスでは地域間人口移動についても調査がなされたが、ここでは「遷移人口」が流動人口の中に含まれている。

(注3) 大島一二『中国の出稼ぎ労働者』(芦書房 1996年)では、いわゆる「民工」を出稼ぎ労働者として分析が行われている。

(注4) 以下の記述は、張開敏編『上海人口遷移研究』(上海 上海社会科学院出版社 1989年) 24~41ページ、胡喚庸主編『中国人口(上海分冊)』(北京 中国財政経済出版社 1987年) 138~153ページに負うところが大きい。

(注5) 前掲、課題組『90年代上海……』25~36ページ参照。

(注6) 殷志静・郁奇虹『中国戸籍制度改革』(北京 中国政法大学出版社 1996年)の第1章「新中国戸籍制度的形成和演变」で戸籍制度の形成過程およびそれに基づく人口移動の厳しい規制について詳しい分析がなされている。

(注7) 国務院による1984年「關於農民進入集鎮落戶問題的通知」の公布・実施は地域間人口移動の活発化の引き金になったといえる。

(注8) 上海市における流動人口管理の政策と法規は、戸籍管理、就業管理、工商・税務管理、旅館・

賃貸住宅管理、衛生・計画生育管理、治安管理等から構成され、各種の関係条例や規定、通達は45種類にも上る。流動人口の日常活動のすべてを管理する制度が作り出されているといえる。課題組『90年代上海……』415~565ページ参照。

(注9) 同上書の第15章「外来流動人口管理体制研究」361~375ページ。

II 出稼ぎ労働者の基本状況

1. データについて

以下の分析では、主として上海社会科学院人口経済発展研究所が1995年10月1日現在で行った「上海市1995年流動人口調査」の個票データを利用する(注1)。

同調査では多段階抽出法が採用され、第1段階では、市の中心部から南市区、周辺部から徐匯区、閘北区と楊浦区、そして市と県の結合部から宝山区と浦東新区の6つの行政区がランダムに抽出された。次に第2、第3段階で、21の「街道」そして52の「居民委員会」がそれぞれ抽出された。

最終的に、この52居民委員会の管轄区域に滞在し以下の3つの条件を満たすすべての者が調査対象とされた。すなわち、第1は本人または配偶者が上海市の戸籍を持たないこと、第2は15歳以上、第3は出張、旅行、病気治療、勉強以外の目的で上海市に1カ月以上滞在したかまたは滞在の予定があること、である。

このことから明らかなように、同調査の「流動人口」は図1の分類における出稼ぎ労働者に相当する。こうして、調査対象になった出稼ぎ労働者の世帯数(単身赴任の者も1世帯として数える)は4471戸を数え、出稼ぎ労働者は6609人に上った(注2)。

調査票は2つの部分から成っている。第1部は世帯単位の生活状況、就業状態、経営収支と生活費支出、実家の農業経営との関係等を含み、第2部は、上述の3条件を満たす個々人の基本特性（性別、年齢、教育、婚姻、戸籍、移動の時期と理由）、就業状況（就労時間、業種と職種、現職での勤続期間、移動経路と所要経費、転職、通勤など）、経済状況（月収、送金とその用途、前職と前職の収入など）、および就業契約、保険・医療などの状況、帰省、上海滞在の主な悩み、今後の計画、出稼ぎ政策に対する評価、等々と多岐にわたっている。

同調査では、設問に対する回答はカテゴリ化した選択肢だけでなく、数値で答えられるものはすべて数値尺度で表すようになっている。これにより、質的差異のみならず、量的差異をも解析することが可能である。

2. 出稼ぎ労働者の特徴

(1) 全体像

ここではまず、第1に、出稼ぎ労働者の出身地域の分布状況を明らかにしておこう。表3には、戸籍登録地別^(注3)にみる上海市滞在の出稼ぎ労働者の人数と構成を示した。調査結果の代表性を見るため、1995年1%人口抽出調査の結果も掲げた。これによると、回答者6588人のうち、江蘇籍が全体の34.0%と首位を占めた。それに次いで、安徽籍は24.5%、浙江籍は12.5%、四川籍は10.8%、江西籍は4.8%である。この結果を1%人口抽出調査のそれと対比すると、両者には若干の相違が認められるものの、それらの省が流動人口の多い上位5位を占めている点で共通しており、順位もほとんど同じであることが分かる^(注4)。したがって、この出身地データは上海市における出稼ぎ労働者全体を代表

表3 上海市流動人口の戸籍登録地別構成
(単位：人、%)

地 域	流 動 人 口		1%抽出調査における構成*
	人 数	構 成	
北 京 市	1	0.0	0.7
天 津 市	3	0.0	0.4
河 北 省	24	0.4	0.8
山 西 省	3	0.0	0.4
遼 寧 省	2	0.0	0.7
吉 林 省	15	0.2	0.6
黒 龍 江 省	18	0.3	1.7
上 海 市	160	2.4	
江 蘇 省	2,238	34.0	22.2
浙 江 省	823	12.5	13.4
安 徽 省	1,612	24.5	22.1
福 建 省	128	1.9	1.6
江 西 省	317	4.8	7.3
山 東 省	138	2.1	2.6
河 南 省	165	2.5	3.8
湖 北 省	64	1.0	2.1
湖 南 省	37	0.6	1.4
広 東 省	31	0.5	1.8
広西自治区	8	0.1	0.5
四 川 省	711	10.8	7.2
貴 州 省	41	0.6	1.7
雲 南 省	4	0.1	0.8
陝 西 省	8	0.1	1.0
甘 肅 省	9	0.1	1.0
青 海 省	1	0.0	0.5
寧夏自治区	2	0.0	0.2
新疆自治区	25	0.4	2.7
合 計	6,588	100.0	99.3

(出所) 全国人口抽样调查办公室編『1995年全国1%人口抽样调查资料』北京 中国統計出版社 1997年/上海社会科学院人口経済発展研究所「上海市1995年流動人口調査」より作成。

(注) (1) *合計が100にならないのは、内モンゴル自治区、チベット自治区、海南省が除外されたためである。(2) 流動人口調査の中に上海が含まれているのは、その配偶者が非上海籍であるためとされている。この場合、もう一方の上海籍配偶者は流動人口とされた。

していると考えられる。以下では出身地の特徴などを見る場合、この上位5省のみを取り上げる。

ちなみに、表3のなかには上海籍が160人いるが、それはその配偶者が上海市以外の戸籍を有するためである（調査対象の定義を参照）。

第2に、出稼ぎ労働者の年齢、性別、戸籍などの属性の全体像は表4に示した集計結果により、(1)男性が全体の6割以上で、(2)農業戸籍を有する者（農民）が絶対多数を占め（85.0%）、(3)20代が全体の半分近く、30代以下が8割強にも上ること、(4)女性の年齢はさらに若い方に偏

っており、また、(5)農業戸籍者より非農業戸籍者のほうが年上であること、等の特徴を読みとることができる。一言でいうと、上海市の出稼ぎ労働者は主として、農業戸籍を持つ青壮年男女より構成されている。

第3に、教育水準については、表4のとおり「未通学者」（学校に通ったことがない）は4.7%と少なく、小学校卒は24.6%、中学校卒は57.9%、高校卒は10.7%、大専（高等専門学校）卒以上は1.3%となっている。出稼ぎ労働者が中学校卒に集中していることは明らかである。また、教育水準の戸籍登録地別では、江蘇籍と四川籍

表4 上海市出稼ぎ労働者の全体像

年齢別	回答者数 (人)	構成比 (%)	性別 (%)		戸籍別 (%)	
			男性	女性	農業戸籍	非農業戸籍
15～19	758	11.5	9.4	14.7	12.2	7.4
20～29	3,210	48.6	46.6	51.6	51.3	33.0
30～39	1,638	24.8	27.1	21.2	23.8	30.6
40～49	702	10.6	11.9	8.6	8.9	20.1
50～59	204	3.1	3.4	2.6	2.6	5.7
60歳以上	97	1.5	1.6	1.3	1.2	3.1
小計		100	100	100	100	100
合計(人)	6,609		3,995	2,614	5,614	993
構成比			60.4	39.6	85.0	15.0

教育程度	回答者数 (%)	戸籍登録地別 (%)				
		江蘇省	浙江省	安徽省	江西省	四川省
未通学者	4.7	3.9	5.1	7.1	6.0	1.5
「掃盲班」	0.9	1.1	1.0	1.0	0.0	0.3
小学校卒	24.6	21.0	29.2	31.2	26.5	21.6
中学校卒	57.9	61.7	53.7	55.1	55.5	57.2
高校卒	10.7	11.3	10.3	5.1	11.7	15.6
大専以上	1.3	1.0	0.7	0.5	0.3	3.8
小計	100	100	100	100	100	100

(出所) 上海社会科学院人口経済発展研究所「上海市1995年流動人口調査」より集計。

(注) 出身地の例示は、出稼ぎ者の出身省上位の5省。

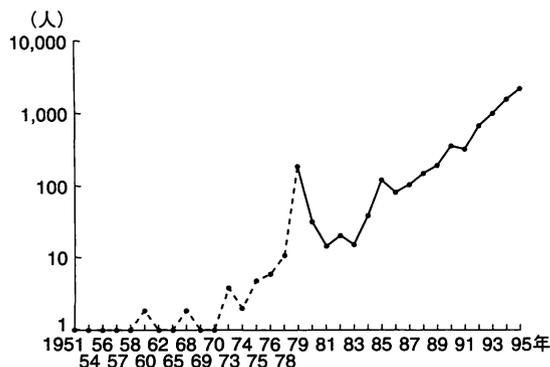
が全体平均に比べてそれぞれ中学校卒と高校卒の比率が若干高いのに対して、安徽籍と浙江籍は小学校卒の割合が高い。

第4に、婚姻状況について、全回答者のうち未婚者が34.2%を占めた。男性の未婚者比率32.8%に対して女性は36.4%と、女性の未婚者の方が若干多い。

第5に、出稼ぎ労働者の戸籍登録地別構成では、農村部の村民委員会登録が圧倒的に多く、全体の88.8%に上った。それに対して、「鎮」と市の居民委員会登録がそれぞれ4.2%、7.1%を占めた。都市部からの出稼ぎ者の割合は小さいが、彼らは他の都市部から高所得を得るため大都会である上海市に移動しているのである。出稼ぎ労働者が農村出身者に限らない点は興味深い。

第6に、出稼ぎ労働者の前職は、「農業だった」が60.7%と予想どおりの多さであるが、「郷鎮企業」と「その他非農業活動」は合わせて22.0%にも上り、「就学」は9.3%、「その他」は8.1%と、出稼ぎ労働者が多種多様な前職を持っていたことが判明した。

図4 上海市にきた出稼ぎ労働者の年次別推移



(出所) 表4に同じ。

(2) 出稼ぎ労働者の移動時期

出稼ぎ労働者はいつ上海市に移動してきたか。図4は調査時点において上海市に滞在している出稼ぎ労働者の流入年次別分布を示すものである。同図から看取できるように、人数はごく少数であるが、計画経済時代に戸籍を故郷に残したまま上海市に流入した者が存在する。1978～80年の3年間、1つのピークが見れるが、それは主に「知識青年」の上海還流に起因したものであると思われる。1980年代以降、流入する出稼ぎ労働者の人数は急増する傾向を示した。

上海市に流入した時期を1985年以前、86～91年、92年以降の3つに分けてそれぞれの対全体比率を集計すると、それぞれ6.9%、17.6%、75.5%という結果が得られた。国家プロジェクトとしての浦東新区開発がスタートを切った1990年代以降、とりわけ改革・開放が加速した92年以降の流入者が全体の4分の3以上と絶対多数を占めることが浮き彫りになった。こうした傾向は男女ともに共通して観察される。

しかし上海市への流入時期には戸籍種別や戸籍登録地の如何によって大きな相違が存在する。例えば、非農業戸籍者は1985年以前の流入が多く92年以降は少ないのに対して、農業戸籍者はちょうど逆となっている。また、戸籍登録地別の比較を見ると、(1)四川籍は1985年以前が多くそれ以降が少ないこと、(2)上海市近接の江蘇籍は86～91年が多くそれ以降が少ないこと、(3)上海市よりやや遠隔にある安徽籍と江西籍は92年以降が多くそれ以前が少ないこと、が集計結果から判明した(いずれも地域間の相対的な比較)。

上海市から遠く離れている四川省から早い時期に多くの出稼ぎ労働者が流入した背景には、

(1)1960年代に「三線建設」(戦争に備えるため、沿海部にあった企業を内陸部の四川省等に移転させたり、内陸部に対する投資が重点的に行われた)で上海市から四川省に移った者とその子女の一部が改革・開放以降上海市に帰ってきたこと、(2)同省からの「知識青年」の上海還流が考えられる(注5)。人数は少ないが、彼らは本来の意味での出稼ぎ労働者とは異なることを指摘しておく。

また、各業種における流入時期にも若干の差が検出される。例えば、(1)製造業は1985年以前が多く92年以降が少ない、(2)建設業は1992年以降が多くそれ以前が少ない、(3)商業とサービス業は時期別の差がそれほど大きくない、などの特徴が集計結果から観察される。

(3) 出稼ぎ労働者の移動経路

出稼ぎ労働者がどのようなルートで就職の情報を入手し移動を果たしたかについて、これまで

の多くの調査でも取り上げられた。地縁または血縁関係を利用するケースが圧倒的に多く、地方政府や就職の斡旋機関によるものが非常に少ない、という点でほぼ一致する認識が得られている(注6)。

ここで、表5に基づき上海市の出稼ぎ労働者の就職ルートを個人の属性別でより細かく分析してみたい。第1に、全体の8割近くが「親友、同郷人の紹介」、あるいは自力で現職を見つけた点はこれまでのさまざまな調査の結論とさほど変わらない。しかし第2に、男女間には著しい相違が認められる。例えば、全体平均に比べて、男性は「地元政府の組織」と「上海進出の企業についてきた」が多く「親友、同郷人の紹介」と「職業紹介所」が少ないのに対して、女性の方はちょうどその逆となっている。

第3に、個々人の教育水準によっては移動の経路にも若干の相違が検出される。総じていう

表5 直近の仕事を

	全回答者構成	性別		教育程度		
		男性	女性	小学校卒以下	中学校卒	高校卒以上
まだ仕事についていない	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3
親友、同郷人の紹介	44.1	40.5	49.3	44.4	45.6	32.0
雇用主の募集	1.4	1.6	1.2	0.9	1.5	3.0
地元政府の組織	2.7	4.8	0.6	1.6	4.0	3.8
上海進出の企業についてきた	11.3	13.0	8.1	5.4	11.4	24.6
職業紹介所	1.9	0.5	4.5	3.6	1.3	1.3
自ら見つけた	33.1	33.2	32.0	40.7	30.4	25.6
その他	5.1	6.2	4.0	3.2	5.6	9.5
回答者数(人)	5,719	3,749	2,089	1,670	3,460	707
χ^2 検定のp		<0.01		<0.01		

(出所) 表4に同じ。

(注) 各列の合計は100%になるが、四捨五入のため、そうならない場合もある。

と、(1)「親友、同郷人の紹介」は高校卒以上が相対的に少ない、(2)「自ら見つけた」は小学校卒以下が多いのに対して、高校卒以上が少ない、(3)「上海進出の企業についてきた」は小学校卒以下が少なく高校卒以上が多い、(4)中学校卒の者が全体平均とほぼ同じ特徴を有している、ということが分かる。

第4に、出稼ぎ労働者は、その戸籍登録地の違いによって移動する経路も異なってくる。江蘇籍の人は地元政府の組織、浙江籍と江西籍は自力、安徽籍は地縁・血縁関係、四川籍は上海進出企業の関係、においてそれぞれ比較的高い割合を示している。

第5に、時期別では、1985年以前の流入者は「上海進出の企業についてきた」が多く、この時期に個人の意志で移動することがまだ難しかったことが示唆されている。そして、1986～91年の間は、自力が比較的多くなり、自発的な人

口の地域間移動がよいよ始まったという印象を受ける。ところが、1992年以降の移動者は地縁・血縁関係、あるいは職業紹介所によった割合が若干高くなっている。地方政府の紹介などのフォーマルな移動経路が不十分な中であって、それ以前に上海市にすでに移動していた出稼ぎ労働者がいもづる式に親族、知人、同郷人等を連れてきた、ということができよう(注7)。

(4) 出稼ぎ労働者の出身地と滞在区域

表6に出稼ぎ労働者の出身地(戸籍登録地)と、滞在区域の関係を示した。有効回答数全体の居住区域別構成に比較して、各省のそれが明らかに異なっていることが分かる。概ね以下の特徴を挙げることができよう。

第1に、江蘇籍は、市の中心部である南市区、市の周辺部に当たる徐匯区、閘北区と楊浦区の居住が比較的多く、市部と農村部の結合地域である宝山区と浦東新区は少ない。第2に、浙江

見つけた経路

(単位：人，%)

戸籍登録地					上海に来た時期		
江蘇省	浙江省	安徽省	江西省	四川省	1985年以前	1986～91年	1992～95年
0.2	0.4	0.3	0.4	0.2	0.3	0.1	0.3
42.6	40.8	51.6	43.1	33.1	17.0	43.1	46.7
1.5	0.3	1.0	2.2	1.3	1.3	2.2	1.2
6.2	1.1	0.8	1.1	0.3	3.1	1.9	2.9
12.5	8.9	7.8	3.0	24.1	38.0	7.8	9.8
0.6	0.7	4.1	1.5	2.6	0.8	0.7	2.3
32.3	45.8	31.2	43.9	18.8	25.4	40.3	32.2
4.0	2.0	3.2	4.8	19.7	14.1	3.8	4.6
2,016	708	1,464	269	623	382	992	4,345
<0.01					<0.01		

表6 調査対象区における出稼ぎ労働者の戸籍登録地別分布 (単位:人,%)

	南市区	徐匯区	閘北区	楊浦区	宝山区	浦東新区	合計
江蘇省	17.2	16.7	17.7	23.3	12.3	12.8	100
浙江省	15.0	15.2	25.7	17.2	16.8	10.1	100
安徽省	11.2	10.0	13.3	20.0	14.2	31.3	100
江西省	5.0	31.2	14.5	12.3	15.5	21.5	100
四川省	12.9	5.9	3.1	1.4	56.5	20.2	100
全回答者 (人)	920	944	1,026	1,177	1,249	1,289	6,605
構成比率	13.9	14.3	15.5	17.8	18.9	19.5	100

(出所) 表4に同じ。

籍は閘北区に多く、浦東新区が少ない。第3に、安徽省は市部と農村部の結合地域、とりわけ浦東新区の居住が目立ち、市の中心部とその周辺部が少ない。第4に、江西籍は徐匯区で多く南市区と楊浦区で少ないが、それ以外では特徴が見られない。第5に、全体としては、江蘇籍は市内四区、浙江籍は閘北区、安徽省は浦東新区、江西籍は徐匯区、四川省は宝山区、とはっきりとした棲み分けができているといえよう。また、別の視点から見れば、上海市と地理的に近く経済的にも比較的豊かな江蘇省と浙江省の出稼ぎ労働者は市の中心部、経済的に後進地域である安徽省と四川省出身者は市の中心部から離れたところで働くことを余儀なくされているということができよう。

(注1) 「上海市1995年流動人口調査」はフォード財団の援助で行われた「中国農村労働力流動研究」の一環として、1995年10月に上海社会科学院人口経済発展研究所により実施されたものである。

(注2) 元「知識青年」が上海に帰ってから、「下放」先の農業戸籍の配偶者を上海に呼び寄せている場合には、その本人と配偶者両方が流動人口として調査対象とされた。

(注3) 戸籍登録地は出身地と言い換えても差し支えないので、以下では、両者を同じ意味で使う場合がある。

(注4) 1%人口抽出調査では、流動人口は、(1)戸籍登録地から6カ月以上離れている者、(2)14歳以下の非労働力人口も含むこと、(3)たとえ配偶者の戸籍がその他省市区にあっても、本人が流動人口の対象から外されること、という3つの特徴を有する。したがって、厳密にいうと、両調査の結果を直接に比較することができない。

(注5) 「上海市1995年流動人口調査」における出稼ぎ労働者の定義によれば、被調査者が上海籍であっても、その配偶者と子女が上海市の戸籍を持たなければ、この世帯は出稼ぎ世帯として扱われることになる。上海市出身者の場合、四川省から上海市に帰って元の戸籍に戻れるが、四川省でできた家族はすぐに四川籍を上海籍に変更できない場合が多い。

(注6) 例えば、趙樹凱他「農村労働力流動的組織化特征」(『社会学研究』1997年第1期)、農業部課題組「経済発展中の……」、および牧野文夫「出稼ぎ労働者の現状分析」(南他『中国労働移動……』)では、出稼ぎ労働者の大半が地縁・血縁などのインフォーマルなルートを頼りに地域間移動をしている実態が報告されている。

(注7) 南亮進グループの調査では、「出稼ぎ労働者の就労経路は、時間と共に人的ネットワークから組織ネットワークに代替しつつある」ことが報告されている。南他『中国の労働移動……』66ページ。

III 出稼ぎ労働者の就業状態

1. 就業形態

出稼ぎ労働者の就業形態はどのようなものか。

表7 主要な業種別の就業形態

(世帯数, かつこ内構成比%)

	被雇用者	個人営	家族営	共同営	その他	合計
農業	38 (49.4)	13 (16.9)	24 (31.2)	2 (2.6)	0 (0.0)	77 (100)
製造業	1,169 (96.2)	19 (1.6)	4 (0.3)	13 (1.1)	10 (0.8)	1,215 (100)
建設業	839 (93.5)	28 (3.1)	4 (0.4)	20 (2.2)	6 (0.7)	897 (100)
商業	456 (41.3)	369 (33.4)	221 (20.0)	47 (4.3)	12 (1.1)	1,105 (100)
サービス業	289 (50.4)	188 (32.8)	61 (10.6)	26 (4.5)	9 (1.6)	573 (100)
回答者数	3,210 (71.8)	733 (16.4)	338 (7.6)	131 (2.9)	58 (1.3)	4,470 (100)

(出所) 表4に同じ。

(注) 回答者の少ない職種を除外した。

この点について出稼ぎ世帯単位のデータは利用できるものの、個々人については調査項目がなかった。表7に示されている業種別、就業形態別の世帯構成によれば、被雇用就業が最も多く全体の7割以上を占め、個人営、家族営、共同営の比率はそれぞれ16.4%、7.6%、2.9%と少ない。

ところが、業種によって出稼ぎ労働者の就業形態が著しく異なる。絶対数の少ない農業従事者を別とすれば、おおよそ次のような特徴が見られる。製造業と建設業では被雇用就業が全体の9割以上を占めるのに対して、商業とサービス業では、個人、家族あるいは共同で営む世帯が全体の5～6割を占める(注1)。

2. 業種別、職種別の就業構造

ここでは、上海市における出稼ぎ労働者の就業構造の特徴を1995年1%人口抽出調査の結果と比較しながら明らかにする(表8参照)。ただし、1%人口抽出調査は上海市管轄下の近郊農

村の農業従事者を含む。

まず業種別に見ると、出稼ぎ労働者の就業構造が上海市全体のそれと大きく異なっていることが分かる。建設業、卸・小売業・飲食業、およびサービス業には出稼ぎ労働者が集中している。製造業も大きなウェイトを占めているものの、上海市全体のそれをはるかに下回っている。それ以外はほとんどの業種において、出稼ぎ労働者の比率が相対的に低い。今日の上海市では、出稼ぎ労働者がどの業種にも無制限に参入できるというわけではなく、建設業のような都市住民に敬遠されている業種や商業、サービス業のように容易に参入できる産業に吸収されている(注2)。ということができる。

次に、職種別では出稼ぎ労働者の9割もが商業、サービス業、あるいは工場、建設現場などで単純労働者として働いているが、地元住民に較べて、彼らが商業とサービス業に著しく偏っていることが分かる。また、技術・専門職や各

表8 出稼ぎ労働者と上海市全体の就業比較

業種別	流動人口調査		1%抽出調査* 構成 (%)
	有効回答者数 (人)	構成 (%)	
農業、林業、畜産業、漁業	159	2.6	12.0
採掘業	18	0.3	0.1
製造業	1,641	27.1	45.5
電気・ガス・上水の生産と供給	27	0.4	1.1
建設業	1,003	16.6	4.8
地質探査、水理管理	6	0.1	0.1
運輸、倉庫と郵便・電話	188	3.1	4.8
卸・小売・飲食業	1,695	28.0	11.4
金融、保険業	0	0.0	0.9
不動産業	21	0.3	1.0
社会サービス業	845	14.0	5.8
衛生、体育と社会福祉	15	0.2	2.1
教育、文芸など文化活動	29	0.5	4.9
研究、総合技術サービス業	11	0.2	1.5
国家機関、政党・団体組織	11	0.2	3.1
その他	386	6.4	0.8
合計	6,055	100	100

職種別	有効回答者数 (人)	構成 (%)	1%抽出調査* 構成 (%)
技術・専門職	133	2.2	14.9
各種組織の責任者	155	2.6	5.9
事務職など	69	1.2	7.9
商業従業員	1,556	26.2	8.8
サービス業従業員	961	16.2	8.5
農業、林業、畜産業、漁業従事者	149	2.5	11.4
工場の工員、建設作業員など	2,801	47.1	42.3
分類不能従事者	126	2.1	0.2
合計	5,950	100	100

(出所) 表3に同じ。

(注) * 1%抽出調査には、遷移人口を含む。

種組織の責任者、あるいは事務職に従事する者もわずかながら存在しているが、彼らは上海市進出の地元企業についてきたのであろう。

3. 個人的属性と就業構造

出稼ぎ労働者の性別や戸籍別、戸籍登録地な

どの属性が上海でその従事している業種や職種にどのように影響しているかについて、表9に基づき検討する。全体平均に比較して、まず第1に、業種別では男性は建設業が多く、女性は製造業、商業とサービス業が多い。職種別では、

表9 出稼ぎ労働者の属性別就業構造

(%)

業種別	全回答者	性別		戸籍登録地				
		男性	女性	江蘇省	浙江省	安徽省	江西省	四川省
農業、林業、畜産業、漁業	3.0	2.8	3.3	2.6	3.4	3.2	14.3	0.5
製造業	30.7	24.3	41.5	18.7	10.4	40.6	30.7	66.7
建設業	18.8	29.1	1.5	27.8	21.2	10.0	20.6	18.5
商業	31.7	29.9	34.7	29.0	48.2	32.7	16.0	9.0
サービス業	15.8	13.9	19.0	21.8	16.7	13.6	18.5	5.4
職種別								
技術・専門職	2.2	1.9	2.8	1.8	1.2	0.8	1.1	7.1
各種組織の責任者	2.6	3.3	1.3	1.9	4.8	1.9	1.1	4.0
事務職など	1.2	1.2	1.0	0.6	1.7	0.5	0.0	3.1
商業従業員	26.2	25.5	27.3	24.4	47.7	23.1	16.6	5.0
サービス業従業員	16.2	12.7	22.5	21.0	10.9	16.9	12.9	7.0
農業、林業、畜産業、漁業従事者	2.5	2.2	3.0	2.4	3.0	2.5	12.2	0.5
工場の工具、建設作業員など	47.1	50.7	40.5	46.0	26.1	52.7	55.4	72.0
分類不能従事者	2.1	2.4	1.6	1.9	4.6	1.5	0.7	1.3

(出所) 表4に同じ。

(注) 業種別と職種別の合計はそれぞれ100%になるが、四捨五入のため、そうならない場合もある。

男性は工場の工具・建設現場の作業員が多いのと対照的に、女性はサービス業が多い。

また、出稼ぎ労働者の戸籍登録地の相違によって、彼らの業種または職種分布も際だった違いを見せる。概して、江蘇籍はサービス業の従業員、浙江籍は商業の従業員と各種組織の責任者、安徽省籍と江西籍は工場の工具・建設作業員など、四川籍は工場の工具・建設作業員など、技術・専門職、各種組織の責任者および事務職がそれぞれ比較的多い、ということが出来る。

4. 現職での勤続期間

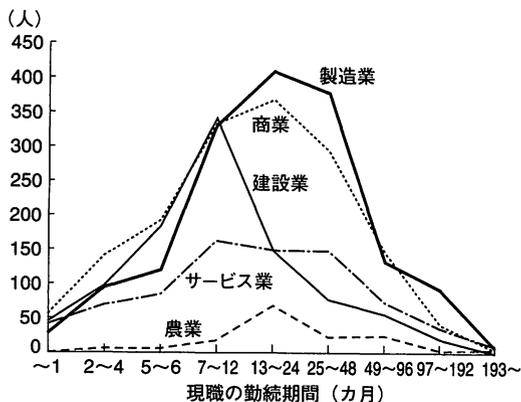
前述のように、上海市滞在の出稼ぎ労働者の4分の3以上は1992年以降に流入した。彼らの仕事の勤続期間は調査時点の95年までそれほど長いものではないと考えられる。実際に、回答

者5589人のうち勤続年数が4年を上回る者はわずか12.8%にすぎない。それに対して1年未満は46.3%、1年以上4年未満は40.9%に達した。

勤続期間を主要業種別で見たのが図5である。業種間で勤続期間の分布が明らかに異なっているものの、どの産業も逆U字型を呈している。ただし、製造業は7カ月以上～48カ月以下に比較的多く集中しているのに対して、建設業は5カ月～24カ月以下が多い。商業とサービス業では比較的似通った分布が見られ、非常に長い者もあれば短い者も多くある。

回答者全体の平均勤続期間は約25カ月であった。しかし、製造業と商業では平均29カ月に上る。一方の建設業は16カ月と全体平均を大幅に下回った。職種別に見ると、工場、建設現場などで働く工具や作業員、商業、サービス業に携

図5 業種別、勤続期間別出稼ぎ労働者の構成



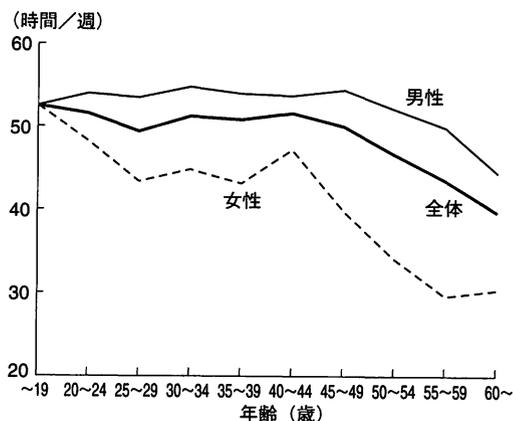
(出所) 表4に同じ。

わる従業員の勤続期間は、全体として技術・専門職などより1年程度短い。

ちなみに、男女間には勤続期間の明らかな違いがほとんど認められないのと対照的に、戸籍別では非農業戸籍者は農業戸籍者より1年程度長く、戸籍登録地別では、四川籍、江蘇籍と浙江籍は安徽籍と江西籍より1年程度長いことも判明した。

業種間または職種間で勤続期間に明らかな差が生じたのは、それぞれの労働市場が異なる特徴を持つためであろう。製造業では、作業技術の習得や熟練の形成に時間を必要とするだけでなく、その技能はほかのどの業種、どの企業でも生かせるとは限らない。その結果、一度ある企業に入ってしまうと、簡単にその企業を辞められないということもあるだろう。しかし、建設業の出稼ぎ労働者は多くは補助的な肉体労働で、特殊な技能はあまり要求されない。商業、サービス業などでも特殊な技術を必要としないので、勤続年数が短くても収入などの面で不利益を蒙ることは比較的少ないと考えられる。

図6 出稼ぎ労働者の週当たり就労時間



(出所) 表4に同じ。

5. 週当たり就労時間

中国では、行政機関や国有企業などで週休2日制が導入されている。祭日を考慮しない場合週当たり勤務時間は40時間になるはずである。また、国有企業や行政機関などでは残業がほとんど存在しない。以下では、この2点を念頭に置きながら、出稼ぎ労働者の就労状況を分析したい。

図6に年齢別、男女別の週当たり就労時間を示した。同図からいくつかの興味深い点を看取できる。第1に、40代までのどの年齢層も週50時間程度の就労状況にあり、かなりの残業をしているようすが浮かび上がっている(全体平均51時間)。実際のところ、男女ともに3割近くの人たちが週60時間以上の就労をしている。第2に、そうした状況は男性ではいっそう目立ち、週当たり就労時間は女性全体の46時間より8時間も多い54時間となっている。第3に、40代後半以降の女性の就労時間は極端に短い(30時間程度)。これを不完全就業の実態と解釈すべきか、それとも、自らパートに近い就業を選択し

ているとみるべきかについては、この調査で知ることができない。第4に、一方では週40時間以下の就労者は男性で3割、女性で4割にも達している。

ちなみに、主要業種別の週当たり就労時間は、商業とサービス業はそれぞれ60時間と58時間で全体平均の51時間よりはるかに長い。製造業と建設業では48時間と56時間に留まっている。業種間にはかなりの差が存在していることが分かる。当然のことながら、自営または家族経営の多い商業とサービス業では決められた勤務時間があるわけではない。

6. 転職とその動機

出稼ぎ労働者あるいは都市のインフォーマル・セクターの就業者は、従事する職種の性格や就職先の規模の零細さ、特殊な熟練の少なさなどが原因で、企業間はもとより業種間を跨ぐ移動もたびたび行う、といわれる^(注3)。しかし同調査では「転職の回数」に対する回答者4000人余りのうち、今まで1～5回の転職経験者は約15%にすぎないことが判明した^(注4)。ただし、本調査では臨時雇いの場合、従事する仕事の内容が変わらなければ、仕事先が変化しても転職として扱われないことになっている。

職種別では、工員・作業員が転職経験者の59.2%を占め、最も多い。それは工員・作業員の対出稼ぎ労働者全体比の51.7%を大きく超えている。一方では、商業とサービス業における転職経験者の比率はそれぞれ17.8%と15.8%に留まり、全体平均のそれとほぼ同じ水準にある。また、(1)男性の転職率(12.5%)に比べて女性の転職率(18.6%)が高いこと、(2)農業戸籍者の転職率(15.9%)は非農業戸籍者のそれ(7.8%)より著しく高いこと、(3)教育水準では高校

卒以上の転職率が顕著に低い。その他は全体平均に近いこと、などの事実も明らかになった。

なぜ転職するかについては、「直近の転職の原因」は、「より多く稼ぐため」(46.2%)、あるいは「楽な仕事に就きたいため」(8.4%)、というような積極的な転職は回答者729人の半分以上を占めている反面、「解雇」、あるいは「就職先の休業」で受動的に転職を強いられたケースも全体の2割を超している。

「直近の転職に要した時間」は、「即時に」(28.0%)と「1～10日間で再就職できた」(32.3%)はあわせて転職者の6割以上にも達した。転職経験者は平均で約14日間で新しい仕事を見つけることができた(61日以上要した45ケースは集計対象から除外した)。これについて男女間にほとんど差がない。しかし、教育水準が高いと転職の所要期間が若干長くなる傾向が見られる。

また、転職の動機または上海市への移動経路と転職の所要期間との間で興味深い関係が見出される。積極的な転職は概ね受動的な転職より再就職の所要期間が短い傾向がある。「より多く稼ぐため」と「楽な仕事を」はそれぞれ10日間と14日間であるが、「解雇」と「就職先の休業」は23日間と16日間。また、移動経路で「企業についてきた」と「職業紹介所」は6日間程度で再就職できたが、血縁・地縁関係や自力の場合は14日間程度となり、全体平均に近い。

7. 就労関連手続きの実施状況

出稼ぎ労働者の就労許可証取得状況と医療保険、養老保険(老齢年金)の加入状況は、性別、戸籍別、就業状態別ならびに職種別で明らかな相違が見られる(表10)。

(1) 就労許可証の取得比率は全体で36.1%と非常に低い水準に留まり、なかでも、女性、あ

表10 労働契約、福祉などの基本状況

	就労許可 証保有者 比率	医療保険 加入者 比率	養老保険 加入者 比率	労働契約 をした人 の比率	労働契約の類型別比率	
					文書式	口答式
全 体	36.1	14.2	10.3	36.5	65.9	32.9
男 性	40.2	16.6	11.2	40.4	62.2	36.3
女 性	29.7	10.3	8.8	30.6	73.1	26.2
農業戸籍者	33.3	9.2	3.9	35.0	59.9	38.9
非農業戸籍者	53.7	42.3	46.8	45.2	92.5	6.6
被雇用者	49.7	21.1	13.4	51.8	61.0	38.0
個人営	13.2	1.8	1.8	4.7	73.3	16.7
家族営	11.3	1.5	1.8	10.4	90.6	3.1
共同営	13.6	2.3	2.3	18.5	60.9	34.8
その他	49.1	18.2	7.4	46.0	77.3	18.2
技術・専門職	70.7	61.7	63.2	67.7	92.1	7.9
各種組織の責任者	52.0	33.6	36.2	49.0	83.1	15.5
事務職など	74.2	55.1	50.7	50.7	97.1	2.9
商業従業員	10.5	3.3	2.8	10.0	63.2	31.6
サービス従業員	17.7	2.8	2.3	25.0	46.9	51.3
農業、林業、畜産業、漁業従事者	17.0	0.0	1.4	45.8	84.8	15.2
工場の工具、建設作業員など	59.6	22.0	13.6	57.9	64.5	34.7
分類不能従事者	18.6	6.5	4.1	11.9	78.6	7.1

(出所) 表4に同じ。

(注) (1) すべて有効回答者に対する比率である。

(2) 調査票では、出稼ぎ労働者に上海市での経営類型を尋ね、「非営」(没有)、「個人営」、「家族営」、「共同営」(合伙経営)、「その他」(其他)の中から1つを選択してもらった。ただし、被雇用者が6人以下の場合に、その企業は制度的に「個人営」として扱われるため、そこには労働契約が存在する。

るいは農業戸籍者において低い。被雇用者では半分近くが就労許可証を取得しているが、個人・家族・共同経営を行っている流入者はほとんど持っていない、いわゆる「非合法」の就業状態にある。また、職種別では、技術・専門職、各種組織の責任者、事務職、および工具・建設作業員はかなり高い比率で取得しているが、対照的に、農業と商業、サービス業ではきわめて低い。

(2) 医療保険と養老保険の加入者比率はともに全体で1割余りにすぎず、傾向としては女性

より男性の方が、農業戸籍者より非農業戸籍者の方が加入率が高く、被雇用者で技術・専門職、各種組織の責任者、事務職の方が加入率は高い、ということができる。出稼ぎ労働者が長時間できつい仕事に従事している反面、医療のような基本的な福祉も享受できていないことは以上のデータで浮き彫りになった。

(3) 文書にせよ口頭にせよ、雇用主と労働契約を結んで就労している比率は全体の3分の1余りでしかない。そのうち、男性、あるいは非

農業戸籍者、被雇用者、技術・専門職、各種組織の責任者、事務職、および工員・建設作業員は、就労契約を結んでいる比率が若干高い傾向がある。

ちなみに、就労許可証の保有比率、医療保険と養老保険への加入比率、就労契約者の比率は、上海市滞在の期間が長くなるにつれ高まる傾向を示している。このことは、出稼ぎ期間の比較的短い流動人口が結果的に多くの不利益を蒙っていることを意味しよう。

以上の分析から、1995年10月現在の上海市では、流動人口の管理制度(図3を参照)に組み込まれていない膨大な流入人口を擁している実態が存在していること、そのため出稼ぎ労働者の多くは就労状態や福祉の面で保護や保障の対象とされず、かなり不利な状況にあること、などが明らかとなった。

(注1) 途上国の大都市では、インフォーマル・セクターと称される雑業層には、自身の雇用を特徴とする露天商や行商が多く存在する。営業資金と技術をそれほど要さないため、参入も容易である。Michael P. Todaro, *Economic Development*, 6th ed., 1997. 邦訳: 岡田靖夫監訳『M・トダロの開発経済学』国際協力出版 1997年 第8章参照。

(注2) この現象は、8大都市の流動人口を対象とした実態調査ではじめて明らかになったものである。詳細は、李夢白・胡欣編『流動人口対大城市発展的影響及対策』北京 経済日報出版社 1991年を参照されたい。

(注3) 岡田監訳『M・トダロの開発経済学』326～332ページ参照。

(注4) 調査票では、「工作更換情況:更換次數()次」(仕事を変えた回数)という設問がある。

IV 月収水準と月収関数の推定

通常のアンケート調査では、所得や貯蓄に関

わる正確な情報が得られにくいと言われている。日常的な帳簿記録(例えば、家計調査の場合)でない一過性調査からの収入データなどを用いて、その本来の姿を描くことはきわめて困難なことではある。とはいえ、調査対象者が自分の収入を幾分過少申告することはあっても、意図的にでたらめな数字をあげることは普通考えにくい。また、統計学的には、妥当な抽出方法(例えば、ランダム・サンプリング)に基づき一定規模のサンプルを確保できれば、その集計結果は全体の傾向を表すことになる。こうしたことから、流動人口調査から得られたデータをさまざまな手法で加工することにより、出稼ぎ労働者全体の月収水準、とりわけ月収の構造的特徴を明らかにすることが可能と考える(注1)。

本節では、業種別、職種別の月収水準と月収格差、個人の属性と月収との関係、それに月収関数の推定等について定量的分析を行い、それにより月収の決定メカニズム、ひいては出稼ぎ労働者による労働市場の機能を解明することを試みる。

1. 平均月収と格差

(1) 業種別、職種別に見る場合

表11に業種別、職種別にみた平均月収ならびに月収の格差を示した。ここでは月収が0元(452人)、または非常に高額のケースが集計対象から除外されている。月収0元の回答者の9割強が商業とサービス業という職種に従事していることから、同表に示した同職種およびその職種が属する業種の平均月収の過大評価と、個人間の月収格差を表す変動係数には過小評価が若干存在することをここで指摘しておく。

同表より以下の点を読みとることが可能であろう。第1に、出稼ぎ労働者の平均月収は1995

表11 業種別、職種別平均月収（1人当り）

	平均値 (元/月)	回答者数 (人)	標準偏差	変動係数
建設業	696	948	329	0.47
運輸、倉庫と郵便・電話	677	156	365	0.54
地質探査、水理管理	675	4	340	0.50
研究、総合技術サービス業	673	11	156	0.23
国家機関、政党・団体組織	670	10	386	0.58
電気・ガス・上水の生産と供給	666	25	301	0.45
不動産業	662	20	186	0.28
衛生、体育と社会福祉	650	13	224	0.34
卸・小売・飲食業	598	891	434	0.73
社会サービス業	597	505	429	0.72
製造業	573	1,595	255	0.45
農業、林業、畜産業、漁業	566	80	220	0.39
採掘業	550	18	77	0.14
教育、文芸など文化活動	428	27	211	0.49
その他	592	251	397	0.67
有効回答者合計	611	4,554	347	0.57
各種組織の責任者	1,075	120	611	0.57
技術・専門職	829	130	359	0.43
事務職など	755	65	275	0.36
商業従業員	681	687	506	0.74
農業、林業、畜産業、漁業従事者	582	71	209	0.36
工場の工具、建設作業員など	577	2,656	245	0.43
サービス業従業員	540	696	359	0.66
分類不能従事者	693	63	321	0.46
有効回答者合計	612	4,488	348	0.57

(出所) 表4に同じ。

(注) (1) 0元(452人)および3001元以上(5人)と答えたケースを除いた集計結果。

(2) 変動係数=標準偏差/平均値。グループ内個人間の月収格差を表す。

年10月現在およそ610元程度であり、1995年の上海市国有部門における就業者の平均月給798元(国家統計局『中国統計年鑑 1996年版』北京中国統計出版社による)に及ばず、変動係数は0.57となった(回答者全員の変動係数は0.71)。第2に、業種間の格差は職種間のそれよりはるかに小さい。第3に、職種別では各種組織の責任者、技術・専門職、事務職の順に高く、工具

・建設業作業員、サービス業従業員が低くなっている。第4に、建設業や製造業など第2次産業および工具・作業員の間には月収の格差が比較的小さいのと対照的に、商業や飲食業、サービス業とその一般従業員における月収格差が大きい。

(2) 個人の属性などで見る場合

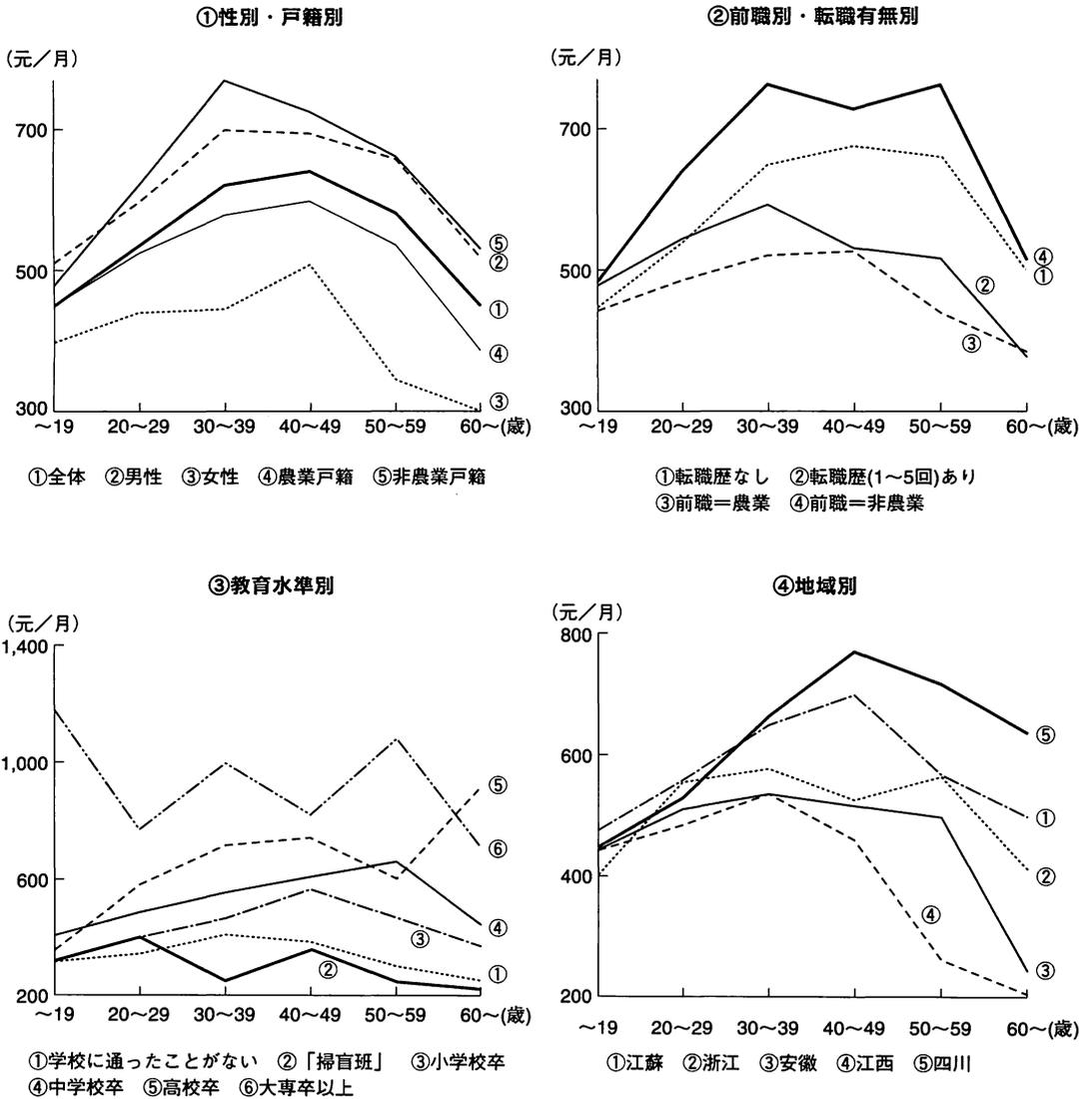
一方で、性別、年齢、教育水準、戸籍登録地

など個人の属性、また前職と転職の有無は月収にどのように影響するか。労働市場が効率的に機能している場合、個々人の教育水準や年齢、職歴を代理変数とする人的資本の蓄積が大きければ大きいほど、賃金は高くなる。日本などの市場経済では、年齢の変化に応じて個人の賃金

曲線が逆U字型を呈するのは知られており(注2)、中国の郷鎮企業においてもほぼ類似する現象が観察されている(注3)。

図7には、属性ごとに単純平均値賃金曲線を示した。これに基づいて、個人の属性と月収の関係を明らかにしたい。ただし、集計からは高

図7 個人の属性と月収の関係



(出所) 表4に同じ。

額の3001元/月以上の5人ケースは除外されている。

第1に、全体の年齢別月収水準は図7-①のなかに表されているが、非常にきれいな逆U字型を示している。ここでは40代の平均月収が最も高く(640元)、19歳以下の1.43倍に相当する。年齢階層間の格差はかなり大きいといえる(注4)。

第2に、男女間の月収格差、農業戸籍者と非農業戸籍者の間の月収格差が歴然としている。男/女の平均倍率は1.45であり、非農業/農業のそれは1.28であるが、年齢階層によってはより大きな格差が存在する(例えば、50代の男/50代の女の倍率は1.9)。ただし、農業戸籍では、年齢階層間の格差が相対的に小さい。

第3に、教育水準が高いほど、月収水準も高い傾向を示す。また、「掃盲班」(308人、対全体比4.7%)、60歳以上の高校卒、大専卒以上(84人、1.3%)を除いて、そのほかには顕著ではないが、逆U字型の月収曲線が観察される(図7-③)。ここで全体平均の月収を100とすると、「学校に通ったことのない」者はわずか75、夜間学校などを経験したいわゆる「掃盲班」は62、小学校卒、中学校卒、高校卒、大専卒以上はそれぞれ88、100、126、172となった。

第4に、前職と転職経験の有無が月収に及ぼす影響は図7-②のとおりである。異常値が全体の結果に与える影響を取り除くために、ここでは転職歴6回以上のケース(25人)を除外し、転職歴5回までの者を一括して「転職歴なし」に対比させている。同図からわかるように、前職=非農業(郷鎮企業あるいはその他非農業活動)は、前職=農業に比較して各年齢階層において月収の開きが大きい(平均倍率は1.4、最大倍率は1.7)。しかし、前職=農業においては年齢階

層間の月収格差が非常に小さい。一方で、転職歴ありは30代以上の各年齢階層において転職歴なしの月収を下回っている。意外な結果ではあるが、前述のように、転職者のうち、「解雇」、「就職先の休業」のためやむなく職を変えた者が2割以上にも達していることを思い起こせば、この違いは理解できよう。

第5に、戸籍登録地によって彼らが従事する業種や職種も異なることは前述のとおりであるが、それは月収においても現れている。図7-④が示しているように、平均月収は四川籍が最も多く、江蘇籍、浙江籍、安徽籍、江西籍がそれに次いでいる。ただし、30代までは戸籍登録地による格差の開きは相対的に少ない(出稼ぎ労働者の85%が30代以下の青壮年である)。

(3) 勤続期間と月収水準

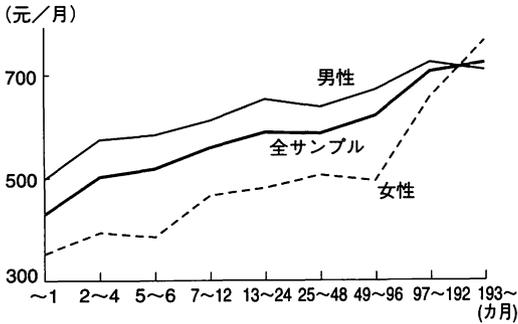
一般に、熟練の獲得はそれぞれの従事する仕事の勤続期間と正の相関関係を有する。したがって、市場メカニズムが機能しているとき、勤続期間が長いほど賃金が高くなる傾向が認められるものと期待できる。

図8は4605人の有効回答者の集計結果を表したものである。横軸の区切りは便宜的に行ったものであるが、興味深い曲線が得られている。まず第1に、男女間に大きな格差が存在しているが、勤続期間の延長に応じてそれが若干とも縮まる傾向がある、ということである。次に、現職での勤続期間が長いほど、月収がほぼ直線的に上昇するという点である。例えば、平均月収は勤続5~6カ月に比較して勤続25~48カ月は、男性で1割、女性で3割多くなる。

2. 月収関数の推定と検討

以上の分析を通して、個々人の月収水準がそれぞれの属性と深く関係していることが実証さ

図8 現職での勤続期間別賃金曲線



(出所) 表4に同じ。

れた。ところが、それがどの程度作用しているかについては、さらなる分析が必要である。以下では、月収関数を定式化し推計を試みたい。分析方法は、月収水準を従属変数とし、個人の属性等を説明変数とする重回帰法である。

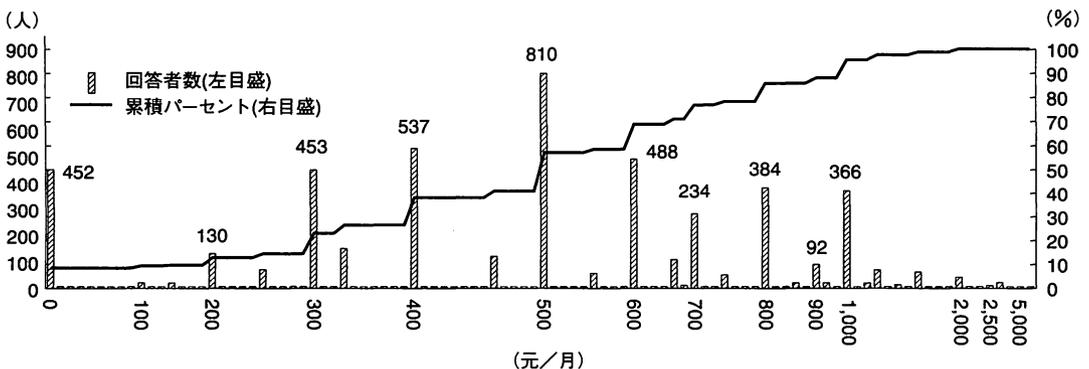
(1) 資料説明

周知のとおり、回帰分析が適用できるデータのタイプは、従属変数が量的変数の時であり、説明変数のほうは量的変数でも質的変数でもかまわない。説明変数が質的変数の場合には、データの値が0か1をとるダミー変数を導入し、質的なデータを変換する必要がある(注5)。

ところが、本稿で使う月収のデータはアンケート調査によるものであり、正確さが欠けている可能性がある。実際に、図9が示しているように回答者の答えた月収は200元から1000元までの間で100元間隔で一定の人数が集中している。こうした特徴を考慮し、月収関数を推定する際に、回答された月収の実数(比率尺度)をそのまま利用するよりも、その数字を間隔尺度のデータに変換して利用したほうが、月収水準と説明変数間の関係がより包括的に把握できると思われる(注6)。ここで、月収水準を表12に示した10段階の間隔尺度のデータに変換することにする。

同様に、出稼ぎ労働者の年齢、週当たり就労時間および現職での勤続期間、という3つの変数をそれぞれ10段階、6段階と9段階の間隔尺度のデータに変換する。また、順序尺度である教育水準を表す通し番号(つまり、大専卒以上=6、高校卒=5、など)は、本来ならば、順序としての意味しか持たないが、ここでは教育水準を表す通し番号を間隔尺度と見なして変換を行う。前の分析で教育水準と月収との正の相関関係が明らかになったので、この方法は強ち間違

図9 月収水準別回答者の分布状況



(出所) 表4に同じ。

表12 月収決定モデルにおける被説明変数と説明変数の定義

	スコア	備 考
月収水準	1~10	200元以下=1; 201~300元=2; 301~400元=3; 401~500元=4; 501~600元=5; 601~700元=6; 701~800元=7; 801~900元=8; 901~1000元=9; 1001元以上=10
年齢	1~10	19歳以下=1; 20~24歳=2; 25~29歳=3; 30~34歳=4; 35~39歳=5; 40~44歳=6; 45~49歳=7; 50~54歳=8; 55~59歳=9; 60歳以上=10
教育水準	1~6	学校に通ったことがない=1; 「掃盲班」=2; 小学校卒=3; 中学校卒=4; 高校卒=5; 大専卒以上=6
就労時間	1~6	20時間以下=1; 21~40時間=2; 41~50時間=3; 51~60時間=4; 61~70時間=5; 71時間以上=6
勤続期間	1~9	1カ月以下=1; 2~4カ月=2; 5~6カ月=3; 7~12カ月=4; 13~24カ月=5; 25~48カ月=6; 49~96カ月=7; 97~192カ月=8; 193カ月以上=9
戸籍ダミー	0~1	非農業戸籍=1; 農業戸籍=0
性別ダミー	0~1	男性=1; 女性=0
転職ダミー	0~1	転職歴1~5回あり=1; 転職歴なし=0
前職ダミー	0~1	前職が郷鎮企業またはその他非農業活動をしていた者=1; 前職が農業をしていた者=0
安徽省ダミー	0~1	安徽省出身者=1; その他の出身者=0
江西省ダミー	0~1	江西省出身者=1; その他の出身者=0
江蘇省ダミー	0~1	江蘇省出身者=1; その他の出身者=0
四川省ダミー	0~1	四川省出身者=1; その他の出身者=0
浙江省ダミー	0~1	浙江省出身者=1; その他の出身者=0

(出所) 筆者作成。

いとはいえないと考える。

このほか、戸籍別、性別、転職の有無、前職ならびに戸籍登録地、というような質的変数の月収水準に及ぼす影響を明らかにするために、それらもダミー変数にした(表12)。

(2) 月収関数の推定式

月収関数の推定式は以下のように定義する。
すなわち、

$$\begin{aligned} \text{月収} = & b + a1 (\text{年齢}) \\ & + a2 (\text{年齢の2乗}) \\ & + a3 (\text{教育水準}) \\ & + a4 (\text{週当たり就労時間}) \\ & + a5 (\text{現職での勤続期間}) \end{aligned}$$

$$+ a6 (\text{戸籍ダミー})$$

$$+ a7 (\text{性別ダミー})$$

$$+ a8 (\text{転職ダミー})$$

$$+ a9 (\text{前職ダミー})$$

$$+ a10 (\text{戸籍登録地ダミー}) + u$$

ただし、 $a1 \sim a10$ は偏回帰係数を表し、ある説明変数の偏回帰係数は、ほかの条件が不変である場合に、当該の説明変数が従属変数に対して影響を及ぼす度合いを表す。ただし、各説明変数の単位が異なる場合には、個々の偏回帰係数の間では係数の絶対値の大小が比較できない。つまり、例えば、 $a1 > a3$ が成り立つとしても、年齢は教育水準よりも月収に対する影響

が大きいとは判断できないのである。また、推定式に年齢の2乗を組み入れたのは、属性ごとに年齢階層別月収をみたとき、ほとんどの場合に逆U字型の月収曲線を描いたためである。bとuはそれぞれ定数と残差を表す。

ちなみに、推定式中の説明変数（属性）間の関係については、戸籍ダミーと前職ダミーの相関係数が0.456と割合高い（前職が非農業であった者に非農業戸籍者が多い）ことを除いて、その他変数の間に、統計的に有意な相関関係が見出せないか、相関係数が0.2以下となっている。

以上の月収関数の推定式を用いて、出稼ぎ労働者全体ならびに主要業種別の月収関数を計測した。計測の際に強制投入法 (Enter Method) が用いられた(注7)。

表13 出稼ぎ労働者全体の月収関数（回帰係数）

(定数)	0.05	0.47*
年齢	0.58***	0.59***
年齢の2乗	-0.05***	-0.05***
教育水準	0.26***	0.26***
就労時間	0.05**	0.06*
勤続期間	0.10***	0.10***
戸籍ダミー	-0.10*	-0.24*
性別ダミー	1.09***	1.12***
転職ダミー	0.20*	0.19*
前職ダミー	1.41***	1.47***
安徽省ダミー	0.44***	
江西省ダミー	0.29	
江蘇省ダミー	0.70***	
四川省ダミー	0.57**	
浙江省ダミー	0.28*	
調整済み \bar{R}^2	0.189	0.183
有効回答者数	3,312	

(出所) 表4に同じ。

(注) ***は $p < 1\%$, **は $p < 5\%$, *は $p < 10\%$ で統計的に有意であることを示す。

(3) 出稼ぎ労働者全体の月収関数

ここではまず、表13の計測結果から、出稼ぎ労働者全体の月収関数を検討する。

第1に、地域ダミー抜ききの回帰式を推計した結果によれば、年齢、教育水準、就労時間、勤続期間、戸籍別、性別、転職の有無および前職の状況、という8変数の偏回帰係数はすべて統計的に有意であり、それらにより月収水準の18.3%が説明されることが分かる。

第2に、地域ダミーを組み入れた回帰式の計測結果から分かるように、江西省を除いた各省について、有意性の高い回帰係数が得られた。すなわち、出稼ぎ者の出身地の相違により月収が異なっていることが確認された。

第3に、月収水準は個々人の年齢ときわめて強い正の相関関係を有するものの、ある年齢を過ぎると、月収が減少する方向に転ずる（年齢の2乗の回帰係数が有意で負の値となっているため）。これは前述の月収曲線の形に合致している。

第4に、教育水準の回帰係数が統計的に有意で、しかも正の値となっている。教育水準が高いほど月収水準も高まる傾向があることが統計的に検証された。図7に示された事実はこの計測結果により確認された。

第5に、週当たり就労時間と現職の勤続期間は両方とも有意な正の値を示しているが、両変数に対する月収の反応具合はかなり弱い（回帰係数の値が非常に小さいため）。

第6に、戸籍ダミーの回帰係数は有意性が低く負の値を取っている。ほかの条件が不変である場合に、非農業戸籍者の月収は農業戸籍者のそれに比べて少し低い、ということである。

第7に、性別ダミー、転職ダミーおよび前職

ダミーの回帰係数も統計的に有意である。それは、ほかの条件が同じ場合に、男性で、または前職が非農業で、または転職歴がある者は、それぞれ女性で、前職が農業で、転職歴なしの者より高い月収が得られていることを意味する。

第8に、地域ダミーについて、江西省ダミーの係数は統計的有意性を持たず、浙江省ダミーのそれも低い。総じていうと、ほかの条件が同じである場合においては、江蘇籍、四川籍、安徽省の出稼ぎ労働者は、その月収がかなり高い。

(4) 主要業種の月収関数

月収関数を主要業種別に求めたところ、表14に示した結果が得られた。

まず第1に、同表の調整済み決定係数 (\bar{R}^2) から見て、商業とサービス業を除く他の業種に

関して、本稿で定式化した月収関数の推定式がかなり高い説明力を持っていることが分かる。例えば、建設業では同推定式の説明力が4割強にも達した。

第2に、製造業、建設業およびサービス業では、年齢は月収に対して大きく影響している。若いうちは月収は年齢と比例して増えるが、一定の年齢を超えると一転して減っていく。しかし、商業では月収曲線の逆U字型が統計的な有意水準では検出されない。

第3に、教育水準の重要性は、製造業、建設業および商業で認められるが、第2次産業における重要性のほうが第3次産業である商業とサービス業に比べて著しく高い。

第4に、週当たり就労時間については、業種

表14 主要業種別の月収関数 (回帰係数)

	製造業 968人	建設業 808人	商業 743人	サービス業 415人
(定数)	0.13***	-2.24***	2.61***	-0.75
年齢	0.49***	0.55***	0.23	0.52**
年齢の2乗	-0.04***	-0.04***	-0.02	-0.05*
教育水準	0.39***	0.40***	0.23**	0.25
就労時間	-0.09**	0.65***	0.23***	0.22*
勤続期間	0.09**	0.09**	-0.01	0.14*
戸籍ダミー	0.55***	0.25	0.31	-0.28
性別ダミー	0.71***	1.57***	0.85***	0.87***
転職ダミー	0.45***	0.29	0.23	0.14
前職ダミー	0.68***	1.79***	0.06	0.73**
安徽省ダミー	-0.12	-0.93**	0.56*	1.16**
江西省ダミー	0.01	-1.28**	0.93	0.10
江蘇省ダミー	-0.38**	0.22	0.79**	0.09
四川省ダミー	-0.19	0.15	0.41	0.18
浙江省ダミー	-0.43	0.04	0.47	1.14*
調整済み \bar{R}^2	0.245	0.409	0.064	0.083

(出所) 表4に同じ。

(注) *** は $p < 1\%$, ** は $p < 5\%$, * は $p < 10\%$ で統計的に有意であることを示す。

によって全く反対の結果が出ている。製造業と商業では長く働いても月収がそれに応じて増えない傾向がある。また、勤続期間の長短は月収と正の相関を有するものの、その効果が小さい。

第5に、製造業において大きな影響がある戸籍ダミーと転職ダミーは、その他業種では影響が少ない。転職ダミーの場合、転職の過程でより多くの技能を身につけ、それが月収に反映されたことを示すものと考えられる。

第6に、性別ダミーはすべての業種において有意で、しかも、全体として月収水準に大きな影響を与えている。なかでも、建設業に従事する男性の月収関数における影響が際だっている。

第7に、前職が農業であったかどうかは商業以外の業種で重要な意味を持つ説明要素となっている。また、回帰係数の値から、建設業において前職＝非農業が非常に高い月収にあることが分かる。前職で形成された技能が新しい職場で生かされ月収に反映されている、ということであろう。

第8に、地域ダミーの月収に対する効果は、前述した業種別、地域別の就業構造と関係しているようである。表14の回帰係数の値および符号から、概ね以下のことがいえよう。すなわち、その他地域に比べると、(1)江蘇籍は製造業で低い月収、商業で高い月収、(2)安徽籍は建設業で低い月収、商業とサービス業で高い月収、(3)江西籍は建設業で低い月収、(4)浙江籍はサービス業でかなり高い月収を、それぞれ得ている。

(5) 計測結果の検討

市場経済化が進む中国では、計画経済時代に不必要とされていた労働市場が、今や政策の面でその正当性、必要性が認められており、実態の面でも労働力の需給を調節する市場が形成さ

れつつある。これは周知のとおりである。

ところが、この労働市場がどのような構造を有し、そこに集まる労働力資源がはたして効率的に配分されているかについては、必ずしも明確にされていない^(注8)。戸籍制度をはじめとするさまざまな規制によって、出稼ぎ労働者の参入できる業種と職種がかなり限定されている。

また、今日の労働市場においては就職関連の情報がきわめて不完全であるため、同郷人や親戚などの関係を頼りにせざるをえない。いもづる式による就職活動は、特定の地域の人が特定の業種・職種に集中するという結果をもたらしている。労働用役を取引する労働市場は紛れもなく存在している一方で、多くの出稼ぎ労働者の就職は、その能力よりも、農業戸籍かどうか、特定の地域の出身者かどうか、というような属性要素から大きな影響を受けているのである。

出稼ぎ労働者の就業に関して、公平な雇用機会や競争原理など市場メカニズムがどの程度有効に機能しているかは問題であるが、本稿の限られた資料の分析結果から満足できる回答を求めるには無理がある。しかしながら、月収関数の計測結果から労働市場の機能およびその構造について以下の示唆を引き出すことができよう。

通常、労働者の熟練はその年齢、教育、性別、勤続期間および転職の有無と深く関係している。市場メカニズムが機能する経済では、熟練があればあるほど給与が上昇する。今回の計測結果によると、上海における出稼ぎ労働者の月収水準に対する年齢、教育、性別など個人の属性、週当たり就労時間、現職の勤続期間および前職(農業、非農業)の影響は、それぞれ若干の相違が認められるものの、すべて有意に作用している。したがって、第1に、出稼ぎ労働者によ

て構成されている上海市の労働市場では、出稼ぎ労働者が程度効率的に配分されている、という示唆を得ることができよう。

しかし第2に、製造業では、出稼ぎ労働者の戸籍が農業か否かによって、その月収水準が大きく異なっている事実から、今日の製造業労働市場がかなり階層化（分断化）している可能性がある、ということが出来る。ほかの条件が不変である場合に、製造業における非農業戸籍者の月収は農業戸籍者のそれより0.55単位高くなっている。ただし、建設業、商業とサービス業では、そのような傾向が統計的に検出されなかった(注9)。

第3に、出稼ぎ労働者の出身地の相違によって、彼らの参入できる業種と職種が明らかに異なっているだけでなく、月収水準の格差も大きい。これが労働市場の階層化（分断化）に起因するのか、または労働市場における情報の不完全性が原因であるかについてここでは判断できないが、筆者らの現地調査などからの実感によれば、今日の上海市において、さまざまな目に見えない差別的慣行(注10)と労働政策における出稼ぎ労働者への就労制限(注11)があり、労働市場を階層化させている可能性が非常に大きいといえる。

(注1) 月収は、自営業の純収入を除いた賃金収入の部分のみを指し、賃金と見なしてもよいが、ここでは、調査票の表現である「個人平均月收入」に近い「月収」を使用することにする。

(注2) 例えば、小池和男『仕事の経済学』東洋経済新報社 1991年、中馬宏之『労働経済学』新世社 1995年で、日本など先進国経済における賃金の変化について実証的に解明されている。

(注3) 巖善平「郷鎮企業内の労働市場の研究」I, II (『アジア経済』第33巻第5, 6号 1992年5

月, 6月。この論文は同『現代中国農村の社会と経済』現代中国研究叢書 アジア政経学会 1992年に収録されている)を参照されたい。

(注4) 時代や国によって年齢階層間の賃金格差も大きく変わる。欧米に比べて日本の年齢階層間の賃金格差が幾分大きいことが知られている。前掲の中馬『労働経済学』229ページ参照。

(注5) 内田治『SPSSによるアンケートの調査・集計・解析』東京図書 1997年 190ページ参照。

(注6) 統計分析に用いられるデータの特性について、山本嘉一・森際孝司・萩田純久『SPSS』東洋経済新報社 1997年 24~28ページ参照。

(注7) 強制投入法は、回帰式にあるすべての説明変数を投入する計測法である。

(注8) 「従就業と流動看労働力市場: 矛盾と問題」(杜鷹・白南生等『走出鄉村……』の第4章) 107~126ページ参照。

(注9) 職種別月収関数の計測結果によれば、技術・専門職、事務職とサービス従業員では戸籍の月収への影響が検出されなかったが、商業従業員と工場、建設業などの工具・作業員では非農業戸籍者の月収が農業戸籍者のそれを上回ったことが認められる。

(注10) 例えば、江蘇省南部と浙江省北部の出身者は上海市では割合尊敬されるのに対して、同じ江蘇省北部や安徽省などの出身者が比較の見下ろされている。「民工」が上海市などで受けている差別について、杜鷹・白南生等『走出鄉村……』271~348ページを参照されたい。

(注11) 例えば、上海市労働局は1995年初め、出稼ぎ労働者の就労できる業種についてきめ細かな規定を公布し、都市住民と競合しそうな分野への就労を厳しく制限した。詳細は、『解放日報』1995年2月21日と3月9日を参照。

おわりに

以上、上海市における人口移動の歴史と制度を明らかにした上で、「上海市1995年流動人口調査」の個票を利用して、出稼ぎ労働者の就業実態、月収の構造と決定要因について実証的分

析を行った。最後に分析の結果から幾つかの重要な結論をまとめる。

まず第1に、改革・開放以降の上海市では流動人口の急増があったが、なかでも戸籍登録地を変えないで滞留する流動人口（出稼ぎ労働者）の急増は、主として1985年以後の戸籍制度による人口移動の規制緩和によってもたらされた。また、流動人口の急増にともない、新しい流動人口の管理制度と管理体制が出来つつあるが、これらは、市場経済化の進展とともに職業選択・移住の自由を追認したことの反映といえよう（第I節）。

第2に、上海市の出稼ぎ労働者は、割合高い教育を受けた青壮年の男性が主流で、全体の2割強が非農業を前職に持ち、6割強が結婚している、というような全体像を有している。彼らは主として1990年代以降上海市に流入し、公的な就職斡旋組織が欠如している中で、大半は地縁・血縁関係に頼るか、自力で仕事を見つけている。上海市での滞在先にも出身地別の棲み分けがみられる（第II節）。

第3に、自ら商業とサービス業などを営む3割近くの出稼ぎ労働者を除いて、大多数は、工場・建設業等の工員・作業員として都市住民の敬遠する仕事に就いており、労働市場における都市住民との棲み分けが出来ている。また、(1)

出身の省によって働く業種と職種に有意な相違が存在し、(2)各業種における出稼ぎ労働者の勤続期間が若干異なり、製造業と商業のそれが全体平均を大きく上回っていること、(3)週当たり就労時間が全体として長く、なかでも青壮年男子が際だっている。出稼ぎ労働者がかなりの重労働を強いられていること、(4)出稼ぎ労働者の転職率が通念よりかなり低く、転職の動機も多様であること、(5)流動人口の管理体制が形作られているものの、就労許可証の保有者比率や労働契約者比率がまだ低く、政策の実行がかなり遅れていること、などが明らかになった（第III節）。

第4に、賃金曲線の形や月収関数の計測結果などにおいて、個々人の人的資本が月収に相当反映されているところから、出稼ぎ労働者による労働市場がすでに形成され、労働力資源の配分に対してそれが大きな役割を果たしているといえる。しかし一方では、戸籍や出身地の相違により参入できる業種や職種、居住する区域などが明らかに異なっているところから、出稼ぎ労働者に関する労働市場がかなり階層化している側面も否定できない（第IV節）。

（廠：桃山学院大学助教授／左，張：上海社会科学院教授）

先進国・アフリカ関係の再編

— ロメ協定改訂問題と南部アフリカ —

さ とう まこと
佐 藤 誠

序

- I ロメ体制の変容と協定改訂問題
 - II 南ア-EU 交渉の経緯
 - III 南部アフリカ周辺国への影響
 - IV 先進国側の新アフリカ政策
- 結 語

序

欧州連合 (EU, ただし1992年までは EC と表記) とアフリカ・カリブ・太平洋 (ACP) 諸国との間で締結されているロメ協定 (Lomé Convention) (第4次) が西暦2000年に期限満了となることを受けて、今後の両地域の貿易・援助体制のあり方を話し合う ACP-EU 交渉が1998年9月から始まった。これに先立って、アパルトヘイト廃絶と全人種参加選挙を実現させ国民統合政府を発足させた南アフリカ共和国 (以下、南ア) の限定条件つきロメ協定加盟が認められ、同年6月から正式に71番目の ACP メンバー国としての取り扱いを受けることになった。南アは EU と自由貿易協定 (Free Trade Agreement) 締結を目指しており、両者の交渉は現在も続けられている。

こうした動きと前後して同年3月には米国のクリントン (William Jefferson Clinton) 大統領が初めて南アなどアフリカ6カ国を訪問、同国の提唱するアフリカ成長機会法 (African Growth

and Opportunity Act) 案とアフリカ危機対応軍 (ないしイニシアチブ) (Africa Crisis Response Force Initiative) 構想への支持を訴えた。さらにこれに対抗するかのようには同年6月にはフランスのシラク (Jacques Chirac) 大統領も南アなど南部アフリカ4カ国を訪問、同行した経済ミッションともどもこれまでの旧仏領地域を越えたアフリカ諸国との政治・経済・文化交流の強化を呼びかけた。

1998年に入ってからたまたまサハラ以南アフリカ (アフリカ) 地域に集中して発生したかに見えるこれらの出来事は、実のところけっして偶然が重なったものではなく、むしろ、国際政治・経済におけるアフリカの位置、なかならず先進国側のアフリカ政策が根本的に転換しつつあることの現われとして理解されるべきであろう。それは一言にしていうならば、旧宗主国-旧植民地関係を基軸として展開されてきたこれまでの先進国-アフリカ関係の再編であり、21世紀のアフリカにおける新国際秩序の模索である。

本論では、以上のような理解にたつて、EU-アフリカ関係の新展開をロメ協定改訂問題を軸に探る。その場合、分析の対象を主に南アおよび南部アフリカにおく。南アのロメ加盟およびEU-南ア自由貿易協定の行方がアフリカにとどまらず ACP 諸国全体に大きな影響を及ぼ